平成２４年（フ）第１６号
釧路市愛国東２丁目27番４号
債務者　大町　　恵
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月18日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第３４号
釧路市阿寒町富士見２丁目２番17号
債務者　相木　孝徳
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月18日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第７９０号
川崎市宮前区初山１丁目23番14－302号
シャルム初山
債務者　澤村　正和
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第２４号
川崎市中原区上丸子山王町２丁目1339番地
債務者　大野　正人
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第３３号
北海道旭川市曙２条８丁目４番16号　いずみ荘（１）Ａ号室
債務者　栗林　吉広
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月25日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３７号
北海道旭川市４条通５丁目１番地　青山マンション２Ｆ２号
債務者　武田　建夫
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月25日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１２４号
東京都武蔵村山市緑が丘1460番地96―406
債務者　田之上優太
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第４９号
静岡市駿河区八幡３丁目２番８―203号、旧住所静岡市駿河区豊田１丁目２番20―605号
債務者　瀬音　恵子
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２７４号
沖縄県沖縄市泡瀬２丁目24番15号　パレスびじゅる302
債務者　大宜味梨沙（旧姓金城）
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第３８号
東京都八王子市小宮町687番地17グリーンフレグランスＳ＆Ｓ103号
債務者　志良堂　明
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月19日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１１４号
東京都立川市西砂町２丁目62番地の２ＮＳビル302号
債務者　橘　　真
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月19日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第４５号
横浜市泉区和泉町4156番地
債務者　佐野　　寛
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０４号
神奈川県茅ヶ崎市西久保648番地２　グリーンハイム201号
債務者　市毛　　純
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月20日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２２号
横浜市金沢区高舟台２丁目43番４号
債務者　金本卓也こと　金　　成好
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５０号
神奈川県茅ヶ崎市矢畑95番地
債務者　石黒　友子
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部